

# 審査基準

平成27年4月1日作成

法令名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根拠条項：第21条
処分の概要：運搬証明書の書換え
原権者：徳島県公安委員会
法令の定め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第21条（運搬証明書の書換え）
審査基準：
標準処理期間：2日
申請先：徳島県公安委員会（申請書の提出先は、徳島県警察本部生活安全企画課）
問い合わせ先：徳島県警察本部生活安全企画課（電話 代表 088-622-3101）
備考：